

平成31年 第1回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成31年 第1回美瑛町農業委員会総会		
2 会 議 の 日 時	平成31年1月25日午前9時52分～午前10時50分		
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室		
4 会議の出席委員 (14名)			2 番 古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番 上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番 大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番 福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番 浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番 斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番 只 野 透
	15 番	川 崎 章 道	
5 欠席委員 (1名)	1 番	森 平 敏 文	
6 議事日程			
日程第1	総会会期の決定について		
日程第2	議事録署名委員の指名について		
日程第3	諸般の報告について		
日程第4	議案第1号	平成31年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について	
日程第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)	
日程第6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)	
日程第7	議案第4号	農用地利用集積計画 (案) について (平成31年1月30日公告予定分)	
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主任 石 橋 明 奈		

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから平成31年第1回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。本日の会議には、森平委員から欠席の届け出が提出されております。

よって本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 平成31年の第1回の総会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。今、局長より森平委員が欠席という報告がありましたけれども、実は森平委員、今月の18日に腰の手術をしたということで、2日前に電話しましたら、もう23日に退院したということなのですが、医師の方から少し静養をしてほしいということで、今回の総会は欠席届をいただきました。

委員協議会の方ですが、私がお見舞いを預かって、24日ぐらいに持って行かなければならないなと思っていましたが、(入院の)日数も短いということで、委員協議会も(お見舞いを)出さないということで了解をいただきましたので、報告をさせていただきます。

1月に入りまして、本当に、気温の差、そしてまた、気象条件の変化というのが大変な年になりました。昨日も旭川市はそうでもなかったんですが、道東の方はですね、北見、向こうの方はすごい吹雪に見舞われて、交通事故等も大変多発しているというようなことを考えますと、ここは内陸のおかげで、そう雪はないようですが、今後どうなるのか、少し心配しているところであります。平穩にハウス等の作業が進めば良いかなと思います。

もうご存じのように、11月からはTPP11そしてまた、2月1日からはEUとのEPAが発行されて、3月が第1期、4月からは第2期というようなことで、かつてない自由貿易ということが騒がれております。

この「諸般の報告」に書いてありますけれども、先日美瑛農協が中期5カ年計画の策定委員会を開きました。後ほど浦島委員より、ご報告いただきたいと思いますが、5年後195億の区域内生産高を見込んでいます。大変厳しい、そしてまた厳しい労働環境でありますけれども、やはり農協として大きな195億の目標を立てたということに、私はですね、感激をして聞いておりました。組合が立てたということはですね、組合員の皆さんが頑張らなければならないので、どうか地域の代表者として、その数字をよく頭に入れて、自分の受け入れ地域の発展のために、ご努力いただければと思います。

また、先日、佐藤委員が責任者でやっています、担い手研修センター「美進」の1番最初の入所式がありました。今回はですね、夫婦が1組とあとは2人、3組の方が「美進」に入って研修をするということで、それぞれ1年間の研修をして、営農に向け頑張りたいという決意がありました。

笑い話になりますが、夫婦の方は別々の所で研修をされたということで、町長の方から「意見が衝突しても喧嘩をしないように」というようなことを言われて、本人達も笑っていました。私は、奥さんの方が強いような気がして聞いてましたが、仲良くやっていただければなとそんなふうに思うところであります。

また2月の2、3日と婚活事業あります。今回、大森相談員も頑張っていますが、男性の方から婚活に出さしてほしいということで、9名の方が自主的に参加していただけるということになりました。女性に関しましては、今回も8名応募があったと喜んでいますが、農業青年の方も、大森相談員のいろいろな働きかけによって、行動的になってきたのかというように思いますので、皆さんにも、ぜひご協力をお願いします。

この後、2月には年金の協議会総会、そして3月には、3町の研修会等、いろいろ控えておりますから、インフルエンザが流行っていますが、どうか日常の生活に注意しながら、日程に向けていただければと思います。

長くなりましたが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより会議を開きます。
 本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
 本総会の会期は、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 異議なしと認めます。
本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、
2番、古川委員、8番、福家委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
します。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、平成30年12月4日、第11回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2番、同じく12月4日、町長との意見交換会を開催し、会長外13委員が出席しております。
3番、同じく12月4日、平成30年農友会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
4番、12月7日、美瑛町農業担い手研修センター「美進」の完成記念式が開催され、会長外7委員が出席しております。
5番、12月13日、14日、美瑛町議会第8回定例会が開催され、会長が出席しております。
6番、12月14日、平成30年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が旭川市において開催され、職務代理外10委員が出席しております。
7番、12月18日、美瑛町立病院運営審議会が開催され、職務代理が出席しております。
8番、12月19日、平成30年度第2回美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。
9番、平成31年1月7日、美瑛町役場新年交礼会が開催され、会長外12委員が出席しております。
10番、1月10日美瑛町農業担い手研修センター「美進」の開校式が開催され、会長が出席しております。
11番、1月15日、XXXXXXXXXX新築牛舎落成式が開催され、職務代理が出席しております。
12番、1月23日、地域振興計画第1回策定委員会が開催され、会長が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第1号、平成31年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を、議題とします。

議案第1号、番号1番から番号6番までについては、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、平成31年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■さん外5件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、字■■■■■、地番、■■■■■外15筆、面積計14万701㎡につきましては、貸主 ■■■■■さんから借主 ■■■■■さんへの農地法3条による使用貸借でしたが、12月26日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第3号にて使用貸借の申請が上がってきております。

番号2番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■外9筆、面積6万8,549㎡につきましては、貸主 ■■■■■さんから借主 ■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、1月7日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第4号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号3番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■外21筆、面積計16万6,768㎡につきましては、貸主 ■■■■■から借主 ■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、1月7日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第4号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号4番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■外6筆、面積計4万5,057㎡につきましては、貸主 ■■■■■さんから借主 ■■■■■さんへの農地法3条による使用貸借でしたが、1月9日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第3号にて使用貸借の申請が上がってきております。

番号5番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■、面積5,288㎡につきましては、貸主 ■■■■■から借主 ■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、12月25日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第4号にて賃貸借の申請が上がってきております。

番号6番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■、面積1万1,341㎡につきましては、貸主 ■■■■■から借主 ■■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、12月25日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第4号にて賃貸借の申請が上がってきております。

今回提出のありました全6案件につきましては、通知書の記

載内容等を確認したところ土地引き渡し6カ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借及び使用貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番から番号6番までについて、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第1号、番号1番から番号6番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、原案どおり決定いたしました。

○議 長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転を議題とします。
議案第2号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ■■■■■さん、譲受人 ■■■■■さん他1件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第2号及び議案第3号でご審議いただく11案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることをご報告いたします。
番号1番、土地の表示字名、字■■■■■、地番■■■■■外1筆、面積計1,166㎡につきましては、譲渡人 ■■■■■さんから譲受人 ■■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■に約8kmの箇所で、権利移転の権利設定の理由は、譲渡人は下記の理由により承認願います。譲受人は経営規模拡大のため、当該農地を取得したいとのことです。
詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ただいまの件につきまして、事務局のほうから説明があったとおりでございます。
■■■■さんの方はですね、もう既に離農されていまして、新規就農者の■■■■君が、就農した時の話し合いの中で、残っていた土地を就農時の規定に基づく年数を経過したということで、今回譲渡されることとなりました。
何ら問題がないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第2号、番号1番について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第2号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字■■■■■■■■■■、地番■■■■■■■■■■外23筆、面積計21万2,335.87㎡につきましては、譲渡人■■■■■■■■■■さんから譲受人■■■■■■■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■■■■■■に約10kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は本人高齢につき、農業後継者である譲受人に申請地を贈与したい。なお本申請地は相続税法第21条の9第3項の規定、相続時精算課税の適用を受けたい。譲受人は、上記の理由により承認願いますとのことです。
詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ただ今、事務局の方から説明のあったとおりで、何ら問題な

と思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第2号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号、番号2番について、
原案どおり決定することに、賛成の方は挙手を願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請
について、使用貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
ます。

- 事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、
使用貸借。農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申
請のあった、貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さん外8件
の許可の可否について、審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外21筆、
面積11万5,981㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから
借主 ■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約8kmの箇所で、権利設定
の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己
の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けし
たいとのことです。
詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説
明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委
員からの補足説明をお願いします。

- 委員 ただいま事務局から、説明のあったとおりです。
■■■■さんは■■■■さんのお孫さんにあたり、2年ほど前か
ら営農を手伝っておりました。この度、世代交代で経営を代わ
るということで、このような申請となりました。どうかご審議
ほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。

これより、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 議案第3号、番号2番と番号3番については、一括して審議いたします。
番号2番と番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字■、地番■外7筆、面積計5万243㎡につきましては、貸主 ■さんから借主 ■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
番号3番、土地の表示字名、字■、地番■外6筆、面積計4万5,057㎡につきましては、貸主 ■さんから借主 ■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
番号2番、3番共に申請箇所はJR美瑛駅から■に約9kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたいとのことです。
詳細につきましては、議案6頁、7頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ■さんのお父さんは■さんで、■さんはおじいさんの■さんからの土地を使用貸借で使いたいということです。■さんは、地域でもリーダー的存在で頑張っているの、何ら問題もないと思います。
- 議長 長 ありがとうございました。
これより、番号2番と番号3番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第3号、番号2番と番号3番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 議案第3号、番号4番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号4番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外23筆、面積計19万5,818㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から北西に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農確立させるため、申請地の使用貸借により借り受けたいとのことです。
■■■さんですが、土地の表示の欄に計24筆、19万5,818㎡で、経営面積が48万6,035㎡と差があるんですけども、■■■さんの所有している農地の外に（■■■さんの）奥さんが持つてる農地等もありますので、ここは経営移譲という形ですが、面積に差異があることをご報告いたします。以上で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局から、丁寧な説明があったとおりであります。
■■■さんのところはですね、■■■地区でも、地域のリーダーとして、今までお父さんも活躍されてますし、息子さん、通いの農家ということでございますけれども、広く作っているということで、私も普段見ても何ら問題はないというふうに理解しております。
よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、番号4番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第3号、番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 議案第3号、番号5番と番号6番については、一括して審議いたします。
番号5番と6番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号5番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外21筆、面積計15万2,474㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんの使用貸借による利用権設定申請です。
番号6番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■外15筆、面積計14万701㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
番号5番、6番共に、申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約8kmの箇所で、権利移転の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたいとのことです。
詳細につきましては議案9頁、10頁をご確認ください。以上で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 今、事務局から説明あったとおりです。当人は地区内でも、精力的にまた堅実に営農しており、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございました。
これより番号5番と番号6番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号5番と番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 議案第3号、番号7番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号7番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■■外33筆、面積27万721㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約6kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたいとのことです。
詳細につきましては、議案11頁、12頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ■■■さんは、年齢は■■■歳で、地域でも青年部でリーダー的な活動をしておりますし、今後経営については、問題ないと思っております。ご審議お願い申し上げます。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
これより、番号7番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号7番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 議案第3号、番号8番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号8番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■■外31筆、面積22万2,198.01㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約6kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は、後継者である借主へ貸付したい。借主は自己

の営農確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたいとのことです。

詳細につきましては、議案13頁、14頁のご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ■■■■さんは昨年、結婚されまして、そういったことで、経営にも力が入りまして、地域でも厚い人望の持ち主でありますので、心配ないと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上です。

○議長 ありがとうございました。
これより、番号8番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号8番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 議案第3号、番号9番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号9番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、外46筆、面積34万7,240㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借による利用権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約5kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は、自己の営農確立させるため申請地を使用貸借により借り受けたいとことです。

詳細につきましては、議案15頁、16頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ■■■■さんは、■■■■さんからみますとお孫さんと

いうことで、息子さんは農作業事故でお亡くなりになっていて、今回お孫さんに経営移譲することになりました。大変意欲的に営農されておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、番号9番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号9番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、平成31年1月30日公告予定分の件を、議題とします。
番号1番から番号20番については、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画、案について、平成31年第1回、平成30年1月30日公告予定分。

■■■■さん外19件から利用権の設定等、所有権移転2件、賃貸約18件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、案について、審議をお願いいたします。

番号1番、字■■■■さんから字■■■■さんへの売買、畑3筆、3万5,021㎡、■■■円で10a当たり■■■円です。こちらは■■■さんの経営規模縮小に伴う農地処分です。

番号2番、■■■■さんから字■■■■さんへの売買、畑13筆、13万9,467㎡、■■■円で10a当たり■■■円です。こちらは■■■さんの離農に伴う農地処分です。

番号3番から番号7番につきましては、いずれも賃貸借期間の更新となります。

番号3番、字■■■■さんから字■■■■さんへの賃貸借、畑1筆、1万746㎡、■■■円で、10a当たり■■■円です。期間は5年間です。

番号4番、字■■■■さんから字■■■■さんへの賃貸借、田8筆、畑11筆、7万4,793㎡で、■■■円、10a当たり田■■■円、畑■■■円です。期間は5年間です。

番号5番、[]さん、[]さんから字[]さんへの賃貸借、畑1筆、9,758㎡、[]円で、10a当たり[]円です。期間は5年間です。

番号6番、字[]さんから字[]さんへの賃貸借、畑2筆、1万8,167㎡、[]万円で10a当たり[]円です。期間は5年間です。

番号7番、字[]さんから字[]さんへの賃貸借、畑4筆、23,230㎡、[]円で10a当たり[]円です。期間は5年間です。

番号8番及び番号9番は、経営移譲に伴い賃貸借の受け手を変更するものです。

番号8番、字[]番[]から字[]さんへの賃貸借、畑22筆、16万6,768㎡、[]万円で10a当たり[]円です。期間は5年間です。議案第1号、番号3番で合意解約の通知があったもので、[]さんから[]さんへの受け手変更です。

番号9番、[]さんから、字[]さんへの賃貸借、畑10筆、6万8,549㎡、[]円で10a当たり[]円です。期間は5年間です。議案第1号、番号2番で合意解約の通知のあったもので、[]さんから[]さんへの受け手変更です。

番号10番から18番は、平成30年第10回総会及び第11回総会において、買入の審議を頂いた農地で、所有権移転の手続が完了し、保有合理化事業担い手支援5年タイプにより売渡予定者へ賃貸借をするものです。

番号10番、字[]さんへ田5筆、26,705㎡、[]円で10a当たり[]円です。[]さんからの買入分です。

番号11番、字[]へ畑16筆、13万4,652㎡、[]万円で10a当たり[]円です。[]さんからの買入分です。

番号12番、字[]さんへ田4筆、計8万8,478㎡、[]万円で10a当たり田、畑ともに[]円です。[]さん、[]から買入分です。

番号13番、字[]さんへ田1筆、畑1筆、1万5,939㎡、[]円で、10a当たり田[]円、畑[]円です。[]さんからの買入分です。

番号14番、字[]さんへ田6筆、6万5,601㎡、[]円で10a当たり[]円です。[]さんからの買入分です。

番号15番、字[]さんへ田1筆、1万3,244㎡、[]円で10a当たり[]円です。こちら[]さんからの買入分です。

番号16番、字[]へ田

1筆、畑10筆、計25万275㎡、[]円で10a当たり田[]円、畑[]円です。[]さん、[]さん、[]さんからの買入分です。

番号17番、字[]へ畑1筆、4万1,265㎡、[]万円で10a当たり[]円です。[]さんからの買入分です。

番号18番、字[]へ畑3筆、6万5,705㎡、[]円で10a当たり[]円です。[]さんからの買入分です。

番号19番及び20番は、議案第1号、番号5番と番号6番で合意解約の通知があったもので、[]さんの離農により保有合理化事業による賃貸借の残期間について受け手を変更するものです。

番号19番、字[]さんへ田1筆、5,288㎡、[]円で10a当たり[]円です。

番号20番、同じく字[]さんへ田1筆、1万1,341㎡、[]円で10a当たり[]円です。

以上設定を受ける者、20件、11名、3法人、設定をする者20件、9名、2法人、田28筆、18万6,677㎡、畑102筆、107万8,705㎡。計130筆、126万5,382㎡です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号、番号1番から20番について、発言のある方は挙手願います。ありませんか。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番から20番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
以上をもちまして、平成31年第1回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成31年1月25日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

古川勝義

美瑛町農業委員

福家敏春